

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく

事業登録の手引き

建築物ねずみ昆虫等防除業



令和5年10月

新潟市保健所

目次

建築物ねずみ昆虫等防除業の登録申請に必要な書類等.....	1
1. 登録申請書（別記様式第4号）.....	4
2. 機械器具の概要（別記様式第5号）.....	5
3. 保管庫に関する図面.....	6
4. 監督者等名簿（別記様式第6号）.....	8
5. 従事者研修実施状況（別記様式第7号）.....	9
6. 作業実施方法等（別記様式第8号）.....	11

建築物ねずみ昆虫等防除業の登録申請時に必要な書類等

■提出書類

1 登録申請書（別記様式第4号）

2 機械器具の概要（別記様式第5号）

【添付書類】機械器具が貸借の場合^{※1}

- 貸借証明書等の写し

※1 登録を受ける者が貸借する機械器具を長期的・恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合のみ貸借でも可

3 保管庫に関する図面

- ①「施設所在地の案内図」及び「建物配置図」、「保管庫平面図」
- ②「保管庫詳細図」

4 監督者等名簿（別記様式第6号）

【添付書類】

- 「防除作業監督者（再）講習会修了証書」

5 従事者研修実施状況（別記様式第7号）…… 裏面参照

【添付書類】従事者研修を自社で行った場合

- 指導に当たった者の資格^{※2}を示す証明書等の写し
- 従事者研修に使用した資料（テキスト）
- 研修実施状況が分かる写真

※2 防除作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目の内容について十分な知識、技能を有する者

6 作業実施方法等（別記様式第8号）

■申請手数料

35,000円（申請時に現金でお持ちください。）

■登録の流れ



※ 再登録については、登録有効期間終了の1ヶ月前から申請できます。

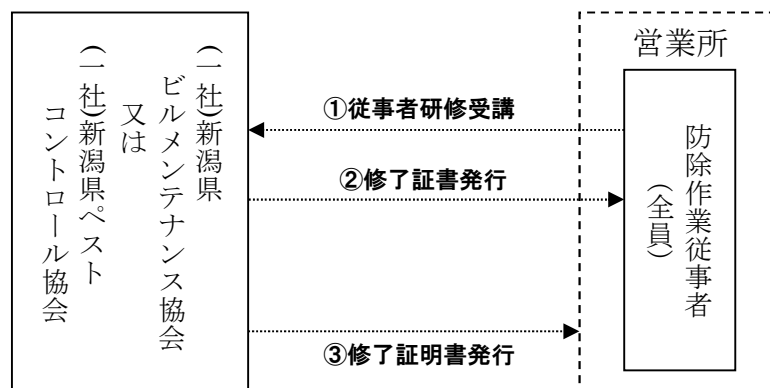
■ねずみ昆虫等防除作業従事者研修について

● 厚生労働大臣が指定する登録団体の研修を受講する場合

新潟県内では、「(一社)新潟県ビルメンテナンス協会」又は「(一社)新潟県ペストコントロール協会」が各営業所の従事者に対して講習を行います。

講習終了後には、登録団体から「修了証書」や「修了証明書」が発行されます。

登録申請の際、「従事者研修実施状況（別記様式第7号）」に「修了証書」の写し又は「修了証明書」の原本を添付してください。



● やむを得ず登録団体の研修を受講せず、自社で研修を実施する場合

- ① その年度のみ、「従事者研修実施状況（別記様式第7号）」を別に作成してください。
- ② 研修内容を具体的に記載してください。
- ③ 表下欄（研修実施者欄）に自社の証明印を押印してください。

※ ・従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができること。
・研修の内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全と衛生に関するものであること。
・講義時間は、次ページのカリキュラムを参考にし、全体の講義で7時間以上確保できるように設定すること。また、2年目以降のカリキュラムは、「2年目以降カリキュラム」から取捨選択し、設定してください。

■ 1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤（殺鼠剤・殺虫剤）の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分
建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60分

■ 2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤（殺鼠剤・殺虫剤）の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分
建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60分
ネズミ害虫防除概論	ネズミ害虫防除の必要性／防除とはどのようなことをいうのでしょうか／IPM／PCOの役割／ネズミ害虫防除の方法／ネズミ害虫防除の進め方	60分
害虫ごとの生態と防除	ネズミ、ゴキブリ、蚊・ハエ・コバエ、ダニ、その他の害虫（食品、木材、畳・敷物から発生する害虫ほか）の種類と生態／各害虫の対策の進め方／各害虫の維持管理水準	120分

■ お問い合わせ先

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 新潟市総合保健医療センター内 3階
新潟市保健所 環境衛生課 環境衛生係

TEL 025-212-8266 FAX 025-246-5673

※ 申請書様式は、ホームページからもダウンロード可能です（PDF、MS-Word形式）。

新潟市役所 > くらし・手続き > 環境・衛生 > 環境衛生 > 環境衛生の申請書・届出

URL : <https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyoeisei/shinnsei.html>

別記様式第4号（第3条関係）

登 録 申 請 書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）新潟市保健所長

申請年月日を記入してください。

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

新潟市〇〇区△△町×丁目×番×号

申請者

氏名（法人にあつては名称並びに代表者の住所及び氏名）

新潟清掃株式会社

代表取締役 新潟 太郎

押印は必要ありません。

新潟市〇〇区□□町×丁目×番×号

電話番号 **025-〇〇〇-××××**

代表者住所も忘れずに記入してください。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業の区分	建築物ねずみ昆虫等防除業
営業所の名称	新潟清掃株式会社 新潟事業所
営業所の所在地	新潟県新潟市〇〇区△△通××番地×
営業所の電話番号	025-〇〇〇-××××
営業所の責任者の氏名	新潟 次郎

機械器具の概要

〇〇年〇〇月〇〇日現在

名 称	型 式	数 量	購入年月
① 照明器具 調査用トラップ 実体顕微鏡	〇〇社製 AC-104	〇〇台	昭和 〇〇 年 × × 月
	〇〇〇製 EF-120	〇〇台	適宜購入
	〇〇〇製 B-25H	〇〇台	昭和 〇〇 年 × × 月
② 毒じ皿 毒じ箱 捕そ器	〇〇社製 W-83R	〇〇皿	適宜購入
	〇〇社製 W-87K	〇〇個	適宜購入
	〇〇〇製 RE-765D	〇〇台	昭和 〇〇 年 × × 月
③ 噴霧機 散粉機	〇〇社製 Q-75G	〇〇台	平成 〇〇 年 × × 月
	〇〇社製 Q-76A	〇〇台	平成 〇〇 年 × × 月
④ 真空掃除機	〇〇製 PA-T5	〇〇台	平成 〇〇 年 × × 月
⑤ 防毒マスク又は防毒機能を有する電動 ファン付き呼吸用保護具 消火器	〇〇社製 F-38	〇〇個	平成 〇〇 年 × × 月
	〇〇社製 G-PAPR	〇〇個	令和 〇〇 年 × × 月
	〇〇社製 D-95WF	〇〇台	平成 〇〇 年 × × 月

数量に基準はありませんが、作業の規模に応じた数を揃えてください。

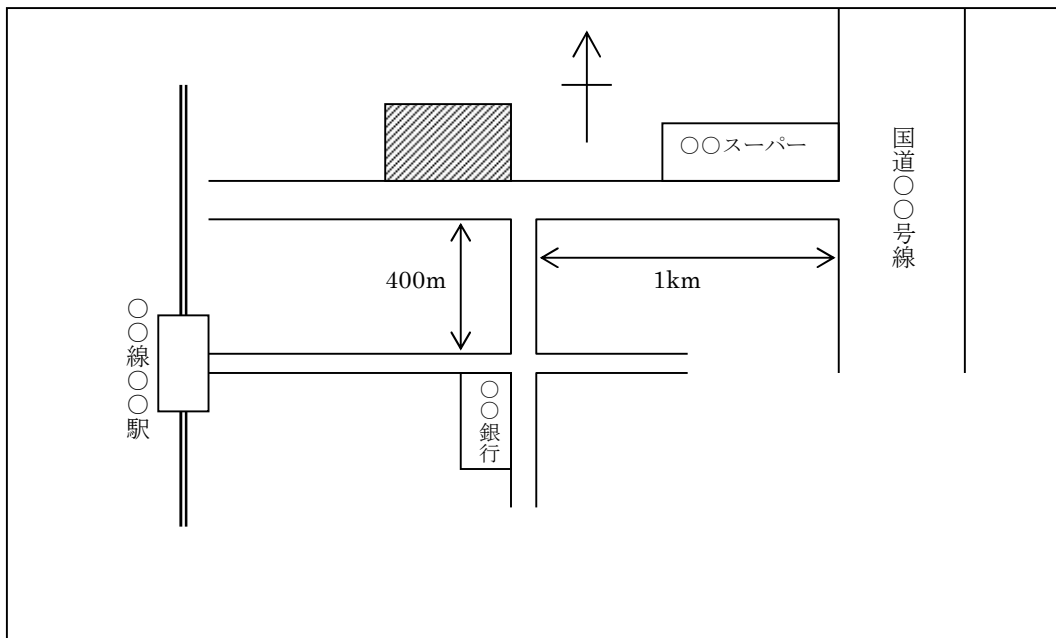
5

ここに挙げた機材は、法令により必ず用意することとされている機材です。

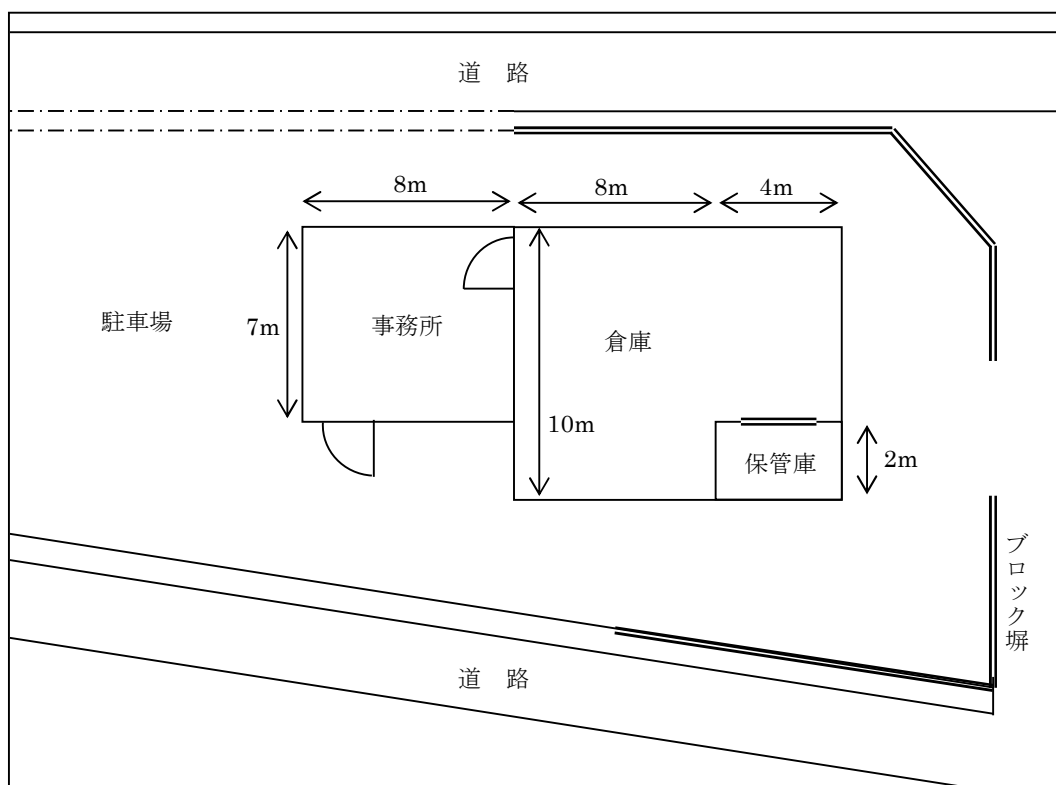
- ・ 機械器具等は各営業所ごとに常備する必要があります。
 なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫がある場合（他市町村にあるような場合を含む。）でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象となります。
 また、機械器具等が作業場に置かれている場合も同様です。
- ・ 機械器具等は、原則として登録を受けようとするものが所有していなければなりません。
 ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象とします。その場合は、貸借証明書等の写しを添付してください。
- ・ 同一の営業所で2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等をもって2以上の事業の登録要件に該当させることはできません。

・保管庫に関する図面

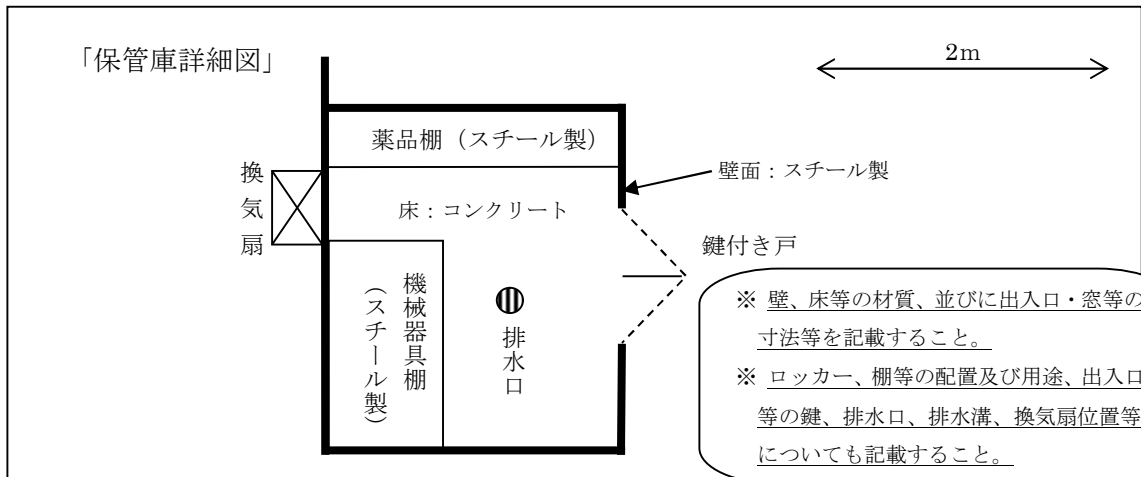
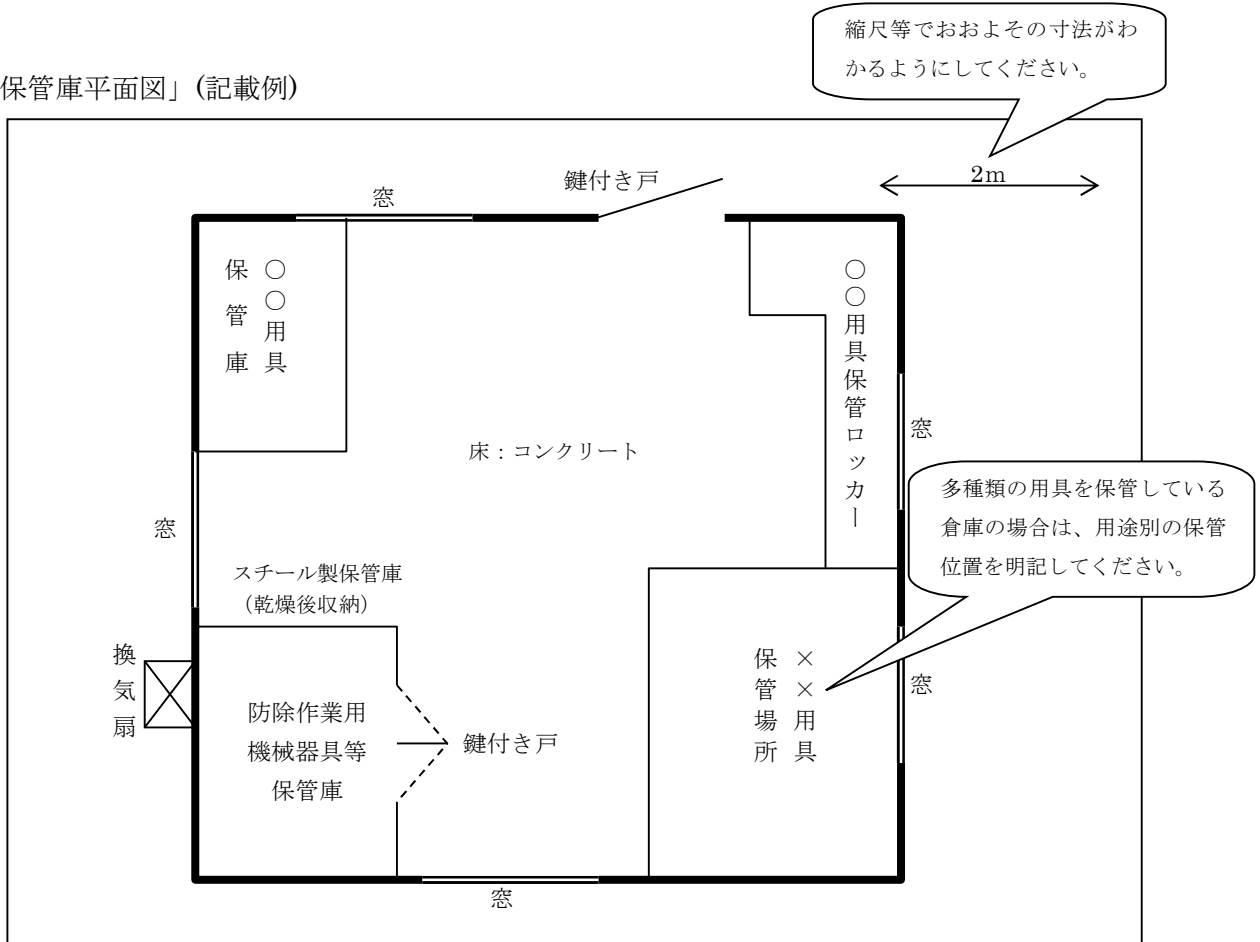
① 「施設所在地の案内図」(記載例)・・・住宅明細図を活用するとよい



「建物配置図」(記載例)・・・保管庫の位置を明らかにすること



②「保管庫平面図」(記載例)



機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

- ① 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。
- ② 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ③ 引火事故の起こりにくい構造となっていること。
- ④ 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。
- ⑤ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- ⑥ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。

監督者等名簿

〇〇年〇〇月〇〇日現在

監督者等の名称	氏名	業務範囲 <small>注1</small>	経験年数	資格の種別 <small>注2</small>	資格取得年月日
防除作業監督者	〇〇 〇〇〇	例) 建築物の衛生的環境の維持管理のため防除作業の監督および 従事者研修、指導を行う。	××年 (新規の場合は0年)	防除作業監督者 再講習修了 防再第 号	令和〇〇年 〇〇月〇〇日
防除作業監督者	△△ △△	例) 建築物の衛生的環境の維持管理のため防除作業の監督および 従事者研修、指導を行う。	××年 (新規の場合は0年)	防除作業監督者 再講習修了 防再第 号	令和△△年 △△月△△日

監督者は最低 1 名いれば登録できますが、作業規模や班編成に応じた人数を選任することが望ましいです。

建築物ねずみ昆虫等防除業の登録において、監督者として届出されてからの年数を記入してください。

- ・再講習を受けている場合は直近の講習のみ記載してください。
- ・期限切れの場合は、監督者になれません。

- ・ 直近の「防除作業監督者（再）講習修了証」の写しを添付してください。
- ・ 同一の者が、2以上の営業所又は同一の営業所において2以上の事業区分にわたって監督者等として登録を受けることはできません。
- ・ 事業登録の「監督者等」と特定建築物における「建築物環境衛生管理技術者」を兼務することはできません。

注1 「業務範囲」欄には、監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を記入してください。

2 「資格の種別」欄には、〇〇講習会修了と記入してください。

（第1面）
従事者研修実施状況

再登録の場合は過去6年分の研修実績を記載してください（新規登録の場合は過去1年分）。
※（ ）内は報告期間を記載してください。

実績（平成29年10月1日～令和5年9月30日）

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
平成29年〇月〇日	<p>例）防除作業従事者研修（〇〇法人〇〇協会）</p> <p>1. 建築物衛生法と関係法令 〇分</p> <p>2. 防除作業従事者の責任と任務 〇分</p> <p>3. 建築構造や設備とねずみ・昆虫 〇分</p> <p>4. 防除作業の安全管理 〇分</p> <p>5. 殺鼠剤・殺虫剤の種類と使用方法 〇分</p> <p>6. 機器の種類と使用方法 〇分</p>	<p>厚生労働省登録講師 ×× ×× (〇〇法人〇〇協会)</p>	10名	10名
平成30年〇月〇日	同上	<p>厚生労働省登録講師 △△ △△ (〇〇法人〇〇協会)</p>	10名	10名
令和元年〇月〇日	同上	同上	10名	10名
令和2年〇月〇日	同上	同上	10名	6名
令和2年×月×日	同上	同上	4名	4名
令和3年〇月〇日	同上	同上	10名	10名
令和4年〇月〇日	同上	同上	10名	10名
研修実施者 (団体)	<p>※ 登録団体による研修を受講した場合は、「修了証書」の写し又は「修了証明書」の原本を添付してください。 (複数の登録団体の関係する研修を受講した場合は、それぞれ別の用紙に分けて書いてください。別の書式でも構いません。)</p> <p>※ やむを得ず登録団体による研修を受講できなかった年度があれば、その年度のみ、別の用紙に作成し、自社の証明印を押してください。</p>			

作業に従事する者全員が必ず1年に1回以上受講してください。なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが困難な場合は、数回に分けて行う。

・登録団体が行う従事者研修を受けた場合は、講師の氏名等を記載してください。
・登録団体による研修を受講できなかった年度があれば、その年度のみ別に作成し、講師の資格を記載してください。

今後1年分の研修予定を記載
してください。

(第2面)

実施計画 (令和5年10月1日～令和6年9月30日)

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数
令和6年〇月(予定)	<p>例) 防除作業従事者研修(〇〇法人〇〇協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 建築物衛生法と関係法令 〇分 2. 防除作業従事者の責任と任務 〇分 3. 建築構造や設備とねずみ・昆虫 〇分 4. 防除作業の安全管理 〇分 5. 殺鼠剤・殺虫剤の種類と使用方法 〇分 6. 機器の種類と使用方法 〇分 	<p>厚生労働省登録講師 △△ △△ (〇〇法人〇〇協会)</p>	10名

（第1面）

作業実施方法等

〇〇年〇〇月〇〇日現在

	作業班	監督者等の氏名	使用する機械器具
作業班編成	〇〇ビル班 (監督者1名、従事者4名)	〇〇 〇〇〇 (防除作業監督者)	照明器具、調査用トラップ、実態顕微鏡、毒じ皿、毒じ箱、捕そ器、噴霧機、散粉機、真空掃除機、防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具、消火器
	××ビル班 (監督者1名、従事者6名)	△△ △△ (防除作業監督者)	照明器具、調査用トラップ、実態顕微鏡、毒じ皿、毒じ箱、捕そ器、噴霧機、散粉機、真空掃除機、防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具、消火器
作業手順	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> 全員が1年に1回以上従事者研修を受講している必要があります。 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> 班が複数ある場合は、班ごとに防除作業監督者の資格を有する者を選任してください。 </div> </div>		
	<p>別紙の事項に留意して作成してください。</p>		

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

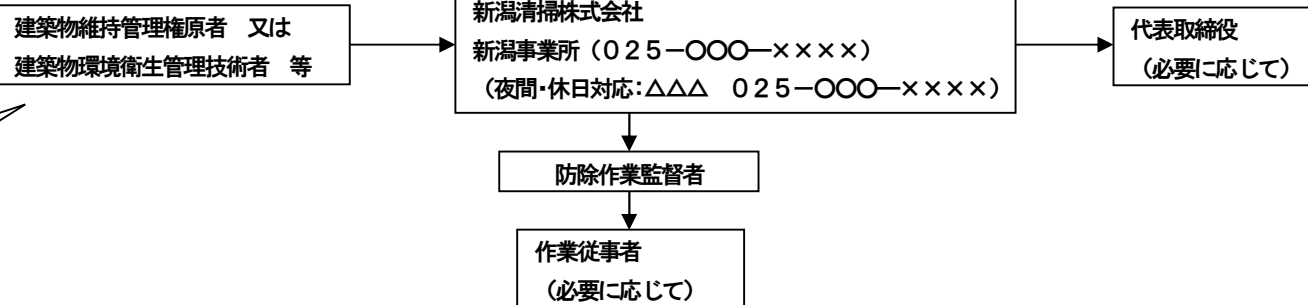
- ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施するものですが、他の者に委託する場合は、
- ① あらかじめ、受託者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び委託期間について、建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものに通知する。
 - ② 受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が作業手順の①から⑥までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

①、②について、各社の状況に応じた内容を具体的に記載してください。

苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、24時間迅速に対応できる体制を整備しておく。

例



フロー等を用いて具体的に記載してください。

○ 作業手順書について

作業手順について、1)～7)の事項を具体的に記載してください。①～⑦の要件は、法令等により、手順書に盛り込むこととされている内容です。これ以外にも、独自の方法がありましたら、記載してください。

1) 作業工程(事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。)

- ① ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行う。
- ② 食料を取り扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずる。
- ③ 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずる。
- ④ ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行う。

2) 使用する薬剤の種類

3) 薬剤の保管方法

- ⑤ 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努める。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管する。

4) 機械器具等の点検の方法

- ⑥ ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

5) 保管庫の管理責任者の氏名

6) 作業報告作成の手順

7) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

- ⑦ ねずみ等の防除作業及び機械器具その他の設備の維持管理を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名(法人にあつては、名称)、委託する業務の範囲及び委託期間について、建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑥までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

防除作業手順等

1 事前調査、準備・計画等

- (1) 事前に現場調査を完全に行い、ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行う。
- (2) 建築物内のごみの処理状況、飲食物の保管の状況等を点検し、必要に応じ、ねずみ等の発生を防止するための措置を講じる。
- (3) 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2ヶ月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講じる。
- (4) 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講じる。
- (5) 施行法、施行期日、使用薬剤等についてビル所有者、建築物環境衛生管理技術者等（以下、「所有者等」という）と十分打合せのうえ、作業工程表を作成する。
- (6) 対象種や建築構造に合わせて次の施行法のうち最適なものを選定して防除を行う。長期契約のビルについては月1回以上の定期点検を行い、その結果により防除を行う。
 - ねずみ防除 (1) 殺そ剤又は捕そ器によりねずみを殺す。
 - (2) 生息場所を除去し、営巣材料を適切に処理する。
 - (3) ねずみの出入を防止する設備を設ける。
 - 昆虫の防除 (1) 発生源を除去し、発生源となる施設等を改善する。
 - (2) 薬品等により成虫、幼虫及びさなぎを殺す。
- (7) ねずみ等の防除を行うため殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めるとともに、薬剤は施錠できる保管庫等に保管する。

2 作業手順

- (1) 作業現場の準備（水槽、植木鉢、小動物その他障害物の移動、養生）
- (2) 作業の実施
 - ねずみ等の防除を行うに当たっては、次の点に留意して行う。
 - ア 防除作業を行うにあたっては、日時、作業方法等を建築物の利用者に周知徹底させ、なるべく人のいない時間に作業する。
 - イ 薬剤の散布を行うにあたっては、次の点に留意する。
 - a 作業者は適切な防護具を使用し、作業中は禁煙、食事前の手洗い、うがいの励行その他連続作業を避ける等健康管理に十分注意する。
 - b 火災に対する予防措置を講じると共に什器等の汚染防止に努めるほか合成樹脂、ジュータン、紙など薬品に侵される恐れのあるものには注意し、薬品をこぼした場合はすばやく拭き取る。
 - c 薬剤散布後安全が確かめられるまでは入室を禁じる等建築物の利用を制限する。
 - ウ 食毒剤（毒餌剤）の使用にあたっては、誤食防止を図る。

エ 捕そ器の使用にあたっては、人に危害を及ぼさぬようにする。

(3) 作業終了後の点検、後始末

ア 仕掛けた殺そ剤が残った場合は必ず直ちに回収し、殺虫剤等使用後残った薬液は容器に回収する。

イ ねずみ等の死がいは焼却その他衛生的な方法で処理する。

ウ 作業衣、使用器具は防除作業専用のものとし、他のものと区別して保管、洗浄を行い、汚染防止に努める。

エ 必要に応じ、強制換気や清掃等を行う。

3 効果の判定、報告

(1) 防除作業実施後の効果判定は必ず行い施工の適否を確認する。防除の効果が認められない場合はその原因を確かめ、事後の作業計画策定の参考とすると共に必要に応じ再度防除作業を行う。

(2) 点検、防除作業を実施したときは、実施年月日、作業内容、実施者名、使用薬剤等を記載した報告書を作成し、所有者等に報告し、その控えは防除作業監督者〇〇 〇〇〇 が保管し、その保存期間は5年とする。

氏名も記載してください。

4 機械器具、薬剤の保管、点検、記録

(1) 機械器具、殺虫、殺そ用薬剤は施錠できる専用の保管庫に保管し、機械器具、薬剤、保管庫については、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。また、保管庫の鍵の管理を防除作業監督者〇〇 〇〇〇 が行う。

(2) ねずみ等の防除作業に用いる機械器具、保管庫並びにその他の設備の点検、設備について実施年月日、点検整備の結果、実施者名等を記録し、5年間保管する。

5 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

(1) 業務を委託する際の手順

① あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。

ア 受託者の氏名（法人にあつては名称）、住所

イ 業務の範囲

ウ 委託する期間

② 委託にともなう相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

① 受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、作業の内容が清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。

② 報告を受けた実施状況について記録保管する。

6 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画